

2026年2月20日

民間事業者・施主の皆様向け 民間請負契約約款の利用促進リーフレットを作成・公開

記

- 日建連(会長：宮本洋一)は、この度、国土交通省、全国建設業協会ならびに全国中小建設業協会と共同して、民間請負契約約款（※）の利用促進について、建設工事を発注する民間事業者・施主の皆様のご理解、ご協力をいただくためのリーフレット（別添）を作成し公開いたしました。
※民間請負契約約款：中央建設業審議会が作成した民間建設工事標準契約約款又はこれに沿った標準的な約款（民間（七会）連合協定工事請負契約約款等）
- 建設工事の請負契約については、建設業法において、発注者と受注者が対等な立場で締結するものとされており、これを受け、受注者に過度な義務や負担を課す片務的な内容による契約が行われないよう、国土交通省の定める「発注者・受注者間ににおける建設業法令遵守ガイドライン」では、民間請負契約約款に沿った内容の契約書により契約を締結することが基本とされています。
- しかしながら、国土交通省が昨年10月に公表した調査結果では、民間請負契約約款によらない独自の契約書が使用されている割合が、発注者で約52.9%、受注者で約23.9%となっており、民間請負契約約款が十分活用されていない状況にあります。
- このような状況を踏まえ、今般、国土交通省と当会を始めとした建設業関係団体が共同して、民間請負契約約款の利用促進について、民間事業者・施主の皆様のご理解、ご協力をいただくためにリーフレットを作成いたしました。
- 本リーフレットは、表面に、民間請負契約約款の意義等を「ポイント」として簡潔に記載し、裏面に、第三次扱い手3法の全面施行等を受けて昨年12月に行われた民間請負契約約款の改正の概要をわかりやすく整理しました。
- 今後、国土交通省ならびに当会を始めとした各団体では、民間請負契約約款の利用促進に向けて、様々な場面でこのリーフレット等を活用して、民間事業者や施主の皆様のご理解、ご協力求めてまいりたいと考えております。

添付：民間請負契約約款の利用促進パンフレット 2026.02公開

日建連 HP : <https://www.nikkenren.com/>

以上

(本件に関する問い合わせ先)

一般社団法人日本建設業連合会(東京都中央区八丁堀2-8-5 東京建設会館5F)

建築・安全環境グループ（泉澤：03-3551-1118）